

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議

# 意 見 書

令和8年1月14日

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議

## 目次

1. はじめに .....	1
(1) 本有識者会議の位置付け、目的 .....	1
(2) 本有識者会議において検討したテーマ .....	1
(3) 本意見書の概要 .....	1
2. 「国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会」の在り方 .....	1
3. 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点 .....	3
(1) 「既存のルールの遵守・各種制度の適正化」についての基本的な考え方 .....	3
① 正確な実態把握と適切な情報発信 .....	3
② 行政機関間の情報共有及び相互連携 .....	3
③ 日本社会と外国人双方の取組 .....	4
(2) 現状と課題 .....	4
① 我が国社会での生活を送る上での必要な知識を習得するプログラムの提供 .....	4
② 地域・企業格差 .....	6
(3) 今後の検討の方向性 .....	7
4. 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点 .....	7
(1) 不動産問題の基本的な考え方 .....	7
(2) 現状と課題 .....	9
① 生活レベルの観点からの土地等の取得・所有・利用・管理 .....	9
② 安全保障の観点からの土地等の取得・所有・利用・管理 .....	11
(3) 今後の検討の方向性 .....	12
5. 結び .....	12

# 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書

## 1. はじめに

### (1) 本有識者会議の位置付け、目的

令和7年11月4日、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）が設置された。本有識者会議は、関係閣僚会議の下、国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として設けられた。

### (2) 本有識者会議において検討したテーマ

令和7年11月4日に開催された第1回関係閣僚会議では、高市総理から、「既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組」及び「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」をそれぞれ強力に進め、令和8年1月を目指に、こうした取組に関する政府の基本的な考え方や取組の方向性を示すよう指示がなされた。本有識者会議においては、こうした取組に関する政府の基本的な考え方や取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点について議論し、それぞれの有識者会議構成員（以下「委員」という。）の専門的知見を取りまとめ、意見を提出するものである。

### (3) 本意見書の概要

本意見書においては、まず、我が国が目指す「国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会」の在り方についての総論を述べた上で、各論として「既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組」及び「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」についての基本的な考え方や方向性を検討するに際し、留意すべき視点について意見を記載した。

## 2. 「国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会」の在り方

我が国に在留する外国人数は、令和7年6月末時点で395万6,619人と過去最高を更新し、約20年前の平成16年と比較すると約2倍となり、出身国・地域も196か国・地域となっている。我が国に在留する外国人の増加に伴い、多数の外国人が在留することを

前提としていなかった諸制度の在り方について国民の関心が高まり、また、一部の外国人によるものであるものの、我が国の社会規範を逸脱する行為について、国民が不安を感じる状況も生じているとの指摘がなされている。

しかしながら、我が国に在留する多くの外国人は、勤勉で社会規範を理解し、地域・産業を支え、日本社会に貢献してくれている存在である。また、日本社会は20世紀の長い期間をかけて、内外人平等を原則としてきた歴史を持つ。このような歴史にも鑑み、今後の我が国の安定と繁栄のため、社会規範を守りながら我が国で生活する外国人が正当に評価され、社会の一員として尊厳をもって生きられる社会を構築するとともに、国民・外国人双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すべきである。秩序は社会の土台、多様性は社会の力であり、この両者を両立させることが、真の秩序ある共生社会への道であると考えられる。

目指すべき共生社会の実現に当たっては、我が国の社会規範を逸脱する行為に対しては、国籍に関わらず、公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない諸制度については適正化に向けて改善していくことが必要である。言うまでもなく、こうした取組を進める上では、事実関係や実態の正確な把握が不可欠である。多数の外国人が在留することを前提としていなかった諸制度については、そもそも事実関係や実態の把握が十分になされていない面も認められるため、IT・デジタル技術の活用もはかりつつ、これを改善していくことが求められる。その上で、公正かつ明確なルールの設定とその厳正な運用を行うとともに、そうしたルール等を言語化・可視化し、在留する外国人の理解を得られるように取り組むべきである。

現在、世界各国で移民・外国人に関する議論が政治的に大きな争点となっている。我が国においても「秩序」の重要性が強調されることで、国際社会から「日本も外国人排除に傾いているのではないか」と誤解されるリスクがあり得る。しかしながら、本有識者会議の検討課題は、あくまでも国民・外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する「外国人との秩序ある共生社会実現」に向けた視点等であり、外国人の排除を意図するものではないこと<sup>1</sup>、本有識者会議は「秩序」と「共生」を対立するものとは捉えておらず、共生社会の推進に向けた施策を進めていくことが秩序を維持することにもつながっていくことを明確にしておきたい。

---

<sup>1</sup> 本項目について委員の一部から下記の意見が示された。

・ 必要に応じた救済・福祉制度の検討や、人道的配慮基準の明文化なども検討を重ねていく必要がある。

### 3. 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点

#### (1) 「既存のルールの遵守・各種制度の適正化」についての基本的な考え方

##### ① 正確な実態把握と適切な情報発信

外国人に係る既存のルールの遵守や各種制度の適正化に関する取組は、外国人の排除や外国人の狙い撃ちを目的とするものではないことは言うまでもない。事実関係や実態を把握せず、憶測等に基づいた対応をとることは厳に慎むべきであり、政府においては、正確な実態把握に努めるべきである。その上で、社会規範の逸脱や制度の不適切利用が認められる場合は、国籍に関わらず公正かつ厳正に対処するとともに、制度の適正化を図るべきである。

なお、国民の不安は、正確かつ十分な情報が提供されていないことによる面もあると考えられることから、プライバシー等にも配慮した上で、可能な限り、正確かつ十分な情報を公表していくことが重要であると考えられる。

##### ② 行政機関間の情報共有及び相互連携

出入国在留管理庁をはじめとする各行政機関等が保有する外国人に関する情報は、現状は行政機関ごとに個別管理されていることが多い、相互の情報連携・共有が必ずしも十分でない面が認められる。また、地方公共団体と行政機関との情報共有や相互連携にも課題が見受けられる。在留する外国人の適正な管理や制度の利用等を推進するためには、例えば、出入国在留管理庁が、他の行政機関から保険料・税の納付状況等の情報を取得する、また、地方公共団体等、その他の関係機関が出入国在留管理庁等から在留資格情報等を取得する、といった情報共有や相互連携が必要である<sup>2</sup>。情報提供ネットワークシステムの活用や、番号利用法の省令やシステム等の整備と運用の早期開始を期待する。この点は、在留する外国人の管理という面のみならず、その権利保障の観点からも重要であると考えられる。

地方公共団体においては、外国人の増加に応じて、対応する業務が多種多様化しているなか、国が支援の枠組みを準備し、地方公共団体による質の高い住民サービスの

---

<sup>2</sup> 本項目について委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ 教育委員会が子どもの就学状況や日本語教育の必要性に関する情報を共有することも重要である。
- ・ 地方公共団体と、公共職業安定所や日本年金機構等の国の機関との間での情報の連携も必要である。
- ・ 行政機関がデータを領域横断的に共有・活用できる統一的なデータ基盤の構築も重要である。

提供が日本全国で可能となるよう、ノウハウの伝達や財源の配分といった施策を講じることが望ましい<sup>3</sup>。

### ③ 日本社会と外国人双方の取組

外国人との秩序ある共生社会実現のためには、日本社会と外国人の双方の取組が重要である<sup>4</sup>。

日本社会においては外国人の受入れ環境を整備する必要がある。特に、後述するように、現状、外国人が入国前及び入国後に日本語や我が国の社会規範や制度等を学ぶ機会が限られていることから、国の責任と財源において、そのような機会を整備すべきである。

外国人側においては、入国前や入国後に、日本語や我が国の社会規範や制度等を学び、社会の一員として、特に外国人が居住する地域コミュニティの一員として、責任ある行動をとることが強く望まれる。

## (2) 現状と課題

### ① 我が国社会での生活を送る上での必要な知識を習得するプログラムの提供

社会で生活するには社会規範の遵守が不可欠であり、そのためにも日本語や社会規範等を学ぶ機会の整備が重要である<sup>5</sup>。諸外国では、外国人に対して言語教育や文化・習慣・制度等を学ぶ体系的なプログラムを提供しているところもあるが、我が国では、関係省庁や地方公共団体、民間団体等が個別の日本語教室や生活オリエンテーション

<sup>3</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- 大学等の研究機関においては、近年、安全保障の観点から、外国人研究者の受入れに際し、情報収集作業とチェックを行っているが、費用面や人材面に制約があることから、バックグラウンドチェックを詳細に行うことには限界があるので、可能であれば、国で何らかのサポートを行うことが望ましい。

<sup>4</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においては、ライフステージ・ライフサイクルに応じた外国人に対する支援を重点事項としたが、日本人も含め日本で暮らす住民に対して、幼児期から高齢期までの段階的な多文化共生教育を推進することも必要である。これらの段階的教育により、社会全体で持続可能な多文化共生マインドを形成し、排外主義や偏見を根本から予防する。

<sup>5</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- 現状、我が国の日本語教育は複数の省庁にまたがって実施されており、その有機的な連携が十分とはいえない。

に取り組むことはあっても、国として日本語や社会規範等を学ぶための統一的・体系的なプログラムを実施するには至っていない。この結果、外国人が日本社会での生活を送る上で必要な知識を習得する機会が限られ、一部の外国人の日本社会への適応困難にもつながっていると考えられる。

外国人が日本語や我が国の社会規範等を学び、責任ある日本社会の一員として生活を営めるように環境を整備することは、諸外国の例などを基に指摘されている将来の社会分断への恐れに対応する最も重要な投資である。「外国人との秩序ある共生社会」の実現に向け、我が国においても、国が責任をもって、在留する外国人が、入国前及び入国後に日本語や我が国の社会規範等を継続的に学習するプログラムを提供する必要がある<sup>6</sup>。

具体的には、帯同する家族も含め<sup>7</sup>世帯単位でニーズを把握した上で、例えば、外国

---

<sup>6</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ あわせて、これらの学習機会を、外国人が日本語や我が国の社会規範等に加え、生活設計の考え方を学び、責任ある日本社会の一員として生活を営めるようにするための施策の基盤として位置づけ、在留目的や滞在期間に応じた日本語能力、社会規範等に関する理解、及び金融リテラシー（生活設計能力）の段階的な到達目標と、その達成状況を評価する枠組みを整備することが重要である。
- ・ 本プログラムや外国人の制度利用に関し、外国人の世帯ごとのニーズ・アセスメントの仕組みを構築することも重要である。具体的には、来日時又は地方公共団体での住民登録時等に、世帯ごとに日本語能力や、医療保険・年金・介護保険についての知識や加入状況、納税状況、就学のニーズ等を把握し、必要な日本語教育の実施や各種制度の案内・加入・利用等につなげる仕組みの構築が重要である。
- ・ 医療保険や年金などの社会保障制度に関しては、納得して保険料・税を負担できるように、制度の意義や給付内容、給付を受ける手順等についても外国人が十分理解できるように環境を整備することが重要である。被保険者として制度を利用できる地位にあるにもかかわらず、言語的な障壁等によって制度を利用できないなどの事態が生じることのないよう医療・介護提供体制も含めて、環境の整備が求められる。
- ・ 本プログラムをはじめ外国人支援に係る財政措置を実施する際は「なぜその人々に支援するのか」という論理的根拠が不可欠である。現状では「外国人全般」という大きな括りで議論されることが多いが、「日本に定着し、税金を納め、地域社会に貢献する意思のある者」に対して公的資源を集中投資するという「日本社会への貢献可能性」を基準とした、公平かつ透明性の高い支援体系を構築すべき。これは外国人の排斥ではなく、外国人の受入れに係る戦略的投資という積極的な意味を持つ。

<sup>7</sup> 外国人を家族で受け入れた場合、その子どもを日本社会がしっかりと受け入れることも重要である。諸外国においては、受入れ国で育った二世、三世たちが学業、就職等につまずき社会から排除されると感じてアイデンティティの危機に陥り、非行に走って非行集団を形成し、やがて犯罪組織やテロ組織となるといった事態も生じている。その結果、外国人犯罪の増加に反発した受入れ側の社

人の入国前や入国直後に日本社会についての初步的な知識等を学ぶこと及び日本の制度を知り必要な行政手続を行うことの重要性について学習するプログラムを提供することを検討すべきである。さらに、中長期的に在留する場合には、上記プログラムへの参加など<sup>8</sup>を在留の条件とすることも検討すべきである。

また、上記プログラムについては、国が責任を持って実施することとし、国が制度的位置づけを明確にした上で、国・地方公共団体、産業界、民間団体等の連携及び役割分担を明確化し、デジタル技術も活用した、持続可能で実効性のあるものとする必要がある<sup>9</sup>。さらに、上記プログラムの意義について、国民及び我が国に在留する外国人双方に理解を求めていく必要がある。

なお、日本人が当然と考える慣例や前提は、長年にわたり暗黙知として共有されてきたものも多く、言語的・文化的背景が異なる人々にとって自明のものではなく、認識も理解も困難な場合がある。このため、これらの慣例や前提を可視化する必要があると考えられる。また、外国人の納得が得られるよう、相手方の文化的背景や心情を理解した上での説明が重要であると考えられる。そして、単なる命令や規則の押し付けではなく、その理由や背景を丁寧に伝える必要がある。同時に、日本社会自体も多様な背景を持つ人々との対話を通じて、多様性を社会の活力と競争力の源泉に変えていく姿勢が不可欠である。

## ② 地域・企業格差

現状、外国人増加の影響は地域によって大きな差がある。我が国の総人口に占める外国人の割合は約3%であるが、地域によっては外国人住民の比率が既に3割を超えており、受入れ環境の整備が大きな負担となっている地域もある。

---

会が外国人排斥に傾き、外国人側もそれに反発して社会の分断につながる。

また、本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ 子どもについては、義務教育への円滑な就学・編入を確保し、日本語能力や学習歴に応じた教育的支援を受けられるよう、入国前または入国直後から学校制度や教育環境に関する情報提供・オリエンテーションを行う必要がある。

<sup>8</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ 本プログラムにおいて段階的に設定された日本語能力目標に基づく学習への参加や、その到達状況の確認を在留の条件として位置づけることについても検討すべきである

<sup>9</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ 海外における日本語学習の成果が入国後の学習に円滑に接続され、適切に評価・活用される仕組みを構築することが重要である。

また、受入企業によって外国人へのサポート水準が大きく異なっていることも課題である。大企業では充実した研修制度を設けている一方、中小企業では、外国人向け教育部署の常設が人的・財政的に困難であること、生活面を含めたフォローアップ体制が体系化されておらず、個別対応に頼らざるを得ないことから、十分な支援が困難な場合が多い。このように、企業ごとに支援格差が生じ、外国人労働者の定着率や満足度に大きな影響を与えていたりする状況がある。

このような地域・企業格差については、適切な支援体制を構築し、是正する必要があり、例えば、外国人が居住する地域コミュニティで生じている問題の解決方法に関する経験の共有、地方公共団体から国に相談できる体制の整備や、登録日本語教員（国家資格）と認定日本語教育機関制度、外国人支援コーディネーターの活用も含め、地域・企業間の受け入れ環境整備の格差を解消することが必要である<sup>10</sup>。

### （3）今後の検討の方向性

外国人に係る既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組の方向性を検討するに当たっては、国による「正確な実態把握と適切な情報発信」、「行政機関間の情報連携」及び「日本社会と外国人双方の取組」が重要である。特に、「日本社会と外国人双方の取組」に関しては、政府においては、我が国に在留する外国人が、日本語や我が国の社会規範等を学習するプログラムの創設を速やかに検討することが必要である。

なお、上記プログラム創設に係る検討の際には、中長期的に在留する外国人に対しては、上記プログラムへの参加などを在留の条件とすることも検討することを期待する。加えて、地方公共団体から国に相談できる体制の整備や地方公共団体に対する必要な情報の提供等や、デジタル技術の活用や前記登録日本語教員、外国人支援コーディネーターの活用等を通じ、受け入れ環境整備に関する地域・企業格差を解消することが必要である。

## 4. 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点

### （1）不動産問題の基本的な考え方

建物を含む土地等の取得・所有・利用・管理は、個人の生活に密接に関わる問題であ

---

<sup>10</sup> 本項目に関する議論において、委員の一部から下記の意見が示された。

- ・ 企業間の受け入れ環境整備の格差解消のためには、中小企業でも質の高い日本語教育や生活支援にアクセスできる仕組みの構築が必要である。

ると同時に、安全保障に至るまで、広範な領域に影響を及ぼす課題である。土地は私的所有権の対象である一方、高い公共性を有する財産でもあり、その利用・管理の在り方は、隣接地への影響にとどまらず、地域や近隣の生活や暮らし、まちづくり、生産基盤の維持、災害対策、さらには安全保障の問題にまで波及する。

また、土地は不可逆性の高い資源であり、一度、乱開発や不適切な利用が生じると、原状回復が極めて困難となる。このような特性を踏まえれば、土地等の取得・所有・利用・管理を巡る課題を整理した上で、必要な規律の在り方を段階的かつ慎重に検討していくことが求められる。

外国人等による土地等の取得・所有を巡る問題は、実態把握の仕組みや規律の在り方など、従来から諸制度に内在していた課題が、人口減少とグローバル化の進展の中で顕在化したものといえる。これにより、個別制度の運用にとどまらず、国の諸制度の設計、さらには土地等のガバナンスの在り方そのものが問われている。

この問題への対応の基本的な考え方は、国籍を問わず誰であっても守るべきルールの徹底、ルール違反の予防、ルールが守られなかったときの公的な観点からの関与の在り方の整理である。その際、生活レベルの対応と安全保障上の懸念に対応するための対処とで分けて考える必要がある。

生活レベルでは、我々一人一人が土地等の取得・所有・利用・管理について、基本となる考え方を共有することが重要である。土地に関しては、土地基本法において、土地が公共の財産であり、地域の持続的な発展と管理のために適切に利用、管理をしなくてはならないこと、土地所有者は、土地の適正な利用と管理について責任を負うこと、国、地方公共団体は、住民の意見を反映した土地の利用及び管理に関する計画を策定することが明文化されている。こうした土地ガバナンスの基本的考え方を担保するため、各種土地利用法制が整備され、また、地方公共団体においても独自条例が制定されている。生活レベルにおける外国人による土地等の取得・所有・利用・管理に係る問題への対応に当たっては、こうした基本的考え方も踏まえつつ、既存の法令や条例を的確に周知・共有して執行することが重要である。

安全保障上の課題に対応するための制度としては、重要土地等調査法<sup>11</sup>が整備されており、事前の取得規制ではないが、防衛関係施設や国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止する観点から、法令に基づく調査を実施し、必要があれば勧告・命令といった措置を講ずることとされている。

---

<sup>11</sup> 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）

## (2) 現状と課題

### ① 生活レベルの観点からの土地等の取得・所有・利用・管理

#### ア 土地等の所有者情報

土地等のガバナンスを適正に進める第一歩は、情報の正確な把握である。この点、土地の戸籍とも言うべき地籍調査については、令和6年度末時点での進捗率は全国の53%となっている。この地籍調査の一環で実施された国土交通省調査によると、令和6年度に地籍調査を実施した全国の土地のうち、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しない所有者不明土地の割合は23%に及び、その主な要因としては、「土地の相続の際に登記の名義変更が行われないこと」及び「所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないこと」が指摘されている。このため、令和6年4月からは、「相続登記の申請の義務化」が実施され、令和8年4月からは、「住所等の変更登記の申請の義務化」が実施される。

このように、所有者不明土地対策は進みつつあるが、土地等の所有者の国籍把握については、以下のように、関連制度ごとに対応は様々であり不統一であった。

- ・ 不動産登記や森林法においては、国籍を把握する仕組みがない。
- ・ 重要土地等調査法や国土利用計画法においては、個人の場合は国籍を把握しているが、法人の場合には役員や主たる株主の国籍を把握していない。
- ・ 農地法においては、取得者が個人の場合は国籍を、法人の場合には役員や主たる株主の国籍を把握。

このため、政府においては、令和7年12月16日に、土地等の所有者情報の充実のため、関連制度に横串を入れる形で、国籍把握の仕組みの創設を発表した。

また、外為法においては、これまで、国外居住者による不動産取得の報告対象は、投資目的等のみに限定されていたが、令和8年4月からは、居住目的を含め全ての不動産取得が報告対象となることが発表された。

今後は、「不動産ベース・レジストリ」（令和9年度以降に整備）が国籍等を含む土地等所有者情報の一元的なデータベースとして機能するよう、検討を進めていくことが期待される。

#### イ マンションを取り巻く状況

マンション価格高騰の要因の一つとして、外国人等による短期売買を指摘する声もある中、国土交通省において、大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態調査の結果が公表された（令和7年11月25日）。調

査の結果、短期売買、国外からの取得のいずれについても、都内を中心に一部の大都市部で増加しており、中心部に行くほど増加が顕著となる傾向や、同じエリアでも年によって数字が大きく変動する状況などが見られた。

日本人か外国人かを問わず、実需に基づかない投機的取引は望ましくないことから、今回の調査を踏まえ、一般社団法人不動産協会において、「登録・購入戸数の上限制限」、「契約・登記等名義の厳格化」、「引渡しまでの売却活動禁止」といった投機的取引抑制のための取組方針が決定されている。

また、今回の調査の元となっている不動産登記情報に国籍が含まれていないため、国内に住所のある外国人による取得の実態は把握できていない。このため、今般の不動産登記における国籍把握の制度改正も踏まえ、今後、外国人のマンション取得及び利用に係る実態調査を進めることが必要である。加えて、マンションの所有者が国内に住所を有しないケースが増加する中、海外にいる所有者と連絡がつかないこと等があると、建物の維持管理及び管理組合運営に支障を来すことから、「国内管理人制度」が創設されている。

政府においては、こうした業界の取組や制度の運用状況を注視して必要な検証を行うなど、引き続き、検討を行う必要がある。

#### ウ 水源地を取り巻く状況

外国人等による水源地の取得について懸念する声がある中、内閣官房水循環政策本部事務局において、「地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果」が公表された（令和7年12月16日）。調査の結果、外国人等による地下水採取の事例は、生活用水や事業場での使用など、49件の回答があったが、外国人等による地下水採取に伴う障害やトラブルについては、具体的な報告はなかった。

そもそも、地下水については、全国一律で適用される採取時の届出制度等の法的枠組みが存在しない。各地方公共団体が条例により地下水採取に関する規制を設けているが、条例による規制の対象となっている市区町村は714団体、全体の約4割に留まり、条例を制定していない地方公共団体においては、地下水採取の実態は把握できていないのが現状である。このため、地方公共団体からの要望も踏まえ、全国統一的な地下水採取の実態把握の仕組みの構築について、検討することが必要である。

#### エ 既存の土地関連制度の厳格な執行と制度の周知

日本人、外国人を問わず、ルールに従わない開発が行われ、周辺環境への悪影響

や地域とのトラブルが発生している事例が見受けられる。こうした中、例えば、森林法においては、林地開発許可の条件違反者への罰則と中止命令等に従わない者の公表を措置（令和8年4月1日から施行）するなど、政府においても対策を進めつつある。政府においては、引き続き、こうしたルールに従わない土地等の取得・所有・利用・管理に対しては、土地等関連制度の厳格な執行を通じて、毅然と対応することが求められる。

あわせて、土地等に関するルールは国によって異なり、外国人等が日本の土地等を取得・所有・利用・管理する際、日本のルールを十分理解していないことが、近隣とのトラブルや外国人自身にも不利益を生じさせる一因となるおそれがある。このため、日本の土地等のルールを外国人等に広く周知する必要がある。

## ② 安全保障の観点からの土地等の取得・所有・利用・管理

重要土地等調査法の運用状況を見ると、これまでのところ、重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用は確認されておらず、中止等を求める勧告・命令も行われていない。もっとも、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中には、安全保障の観点から、土地等の取得・所有・利用・管理の在り方を改めて検討すべき段階に来ているといえる。その際、新たなルールの導入の検討に当たっては、抽象的な議論に留まることなく、具体的な安全保障上の懸念を丁寧に整理した上で、それらを解消するためにいかなる規律が必要なのか、いわゆる立法事実を精査する必要がある。あわせて、経済活動の自由との均衡にも十分配慮することが不可欠である。

また、離島についても、そもそも所有の実態がよく分からぬとの声や、外国人等により取得された土地等の利活用の実態が把握できず不安であるとの声があり、政府においては、実態把握も含め、対応策の検討が必要である。

この点、諸外国では、安全保障の観点から、様々な規制を設けている。規制対象者については、外国人限定の規制もあれば、自国民・外国人問わず規制する事例もある。また、規制内容についても、取得を規制対象にする国もあれば、利用に制限を課す国もある。

こうした諸外国の取組の研究を深めるとともに、各種国際約束との整合性も整理しつつ、安全保障の観点から土地等の取得・所有・利用・管理の在り方について、法の支配の原則の遵守を前提に、更なる検討を進める必要がある。

### (3) 今後の検討の方向性

生活レベルの観点からの土地等の取得・所有・利用・管理の在り方については、人口減少により管理が行き届かない土地等が今後ますます増大していくことが見込まれる中で、国や地方公共団体等の役割分担を整理し、土地等所有者情報の実態把握や制度の周知等を行うとともに、不斷にその在り方を検討することが必要である。

安全保障の観点からの土地等の取得・所有・利用・管理の在り方については、法の支配の原則の遵守を前提に、①将来的なリスクを含めた立法事実の検討、②経済活動の自由とのバランス、③諸外国の制度の更なる研究、④国際約束との整合性の観点から、引き続き、検討を深める必要がある。その際、勿論、拙速な議論は行うべきではないが、安全保障に関わる課題であることから、政府において、スピーディな検討を進めることを期待する。

## 5. 結び

我が国に在留する多くの外国人は勤勉で社会規範を理解し、地域・産業を支えてくれている。こうした外国人が正当に評価され、日本社会の一員として尊厳をもって生きられる社会、そして、国民・外国人双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会を実現することが我々の使命である。他方で、我が国社会規範を逸脱する行為に対しては、国籍に関わらず公正かつ厳正に対処し、また、在留する外国人の増加に対応できていない諸制度については、適正化していくことが必要である。

本有識者会議は、「国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会」の在り方及び、「既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組」、「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」に関する政府の基本的な考え方や取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点について検討を行い、本意見書をとりまとめた。政府においては、本意見書を踏まえ、実態を正確に把握した上で政策形成を推進していただきたい。

最後に、本有識者会議における論点は多岐にわたり、中長期的な検討を要するものも含まれている。このため、令和8年1月に予定されている「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂には反映できないものもあるかと思われるが、いずれの論点も将来を見据え非常に重要性が高いものであるため、政府においては、同総合的対応策改訂後も、次期「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定等も見据え、引き続き検討を続けていただきたい。